

野村証券  
フィデューシャリー・マネジメント部  
高松 博之

### 企業年金制度見直しの方向性～企業年金・個人年金部会での議論の状況

昨年2月から12月まで、社会保障審議会企業年金・個人年金部会において、企業年金制度見直しに関する議論が行われてきました。12月25日には「議論の整理」が取りまとめられています。今回の年金ニュース解説では、部会における議論について、特に注目されるテーマを中心に解説します。

#### 企業年金・個人年金部会の開催状況

社会保障審議会企業年金・個人年金部会は従来の企業年金部会を名称変更した形で2019年1月に設置され、2019年の2月から12月にかけて計10回開催されました。

図表1は部会の開催状況をまとめたものです。第2回と第3回の部会において、関係団体からの

ヒアリングが行われ、そこで出された意見や論点などを整理した「ヒアリング等における主な意見」が第4回部会に提出されました<sup>1</sup>。

その後の部会では5つのカテゴリーで整理した論点について幅広く議論が行われ、12月25日の第10回部会で「議論の整理」が取りまとめられています。

図表 1 企業年金・個人年金部会の開催状況

	開催日	主なテーマ
第1回	2019.2.22	企業年金・個人年金制度の現状等について
第2回	2019.3.19	関係団体からのヒアリング
第3回	2019.3.29	
第4回	2019.4.22	ヒアリング等における主な意見、拠出時・給付時の仕組み
第5回	2019.5.17	企業年金の普及・拡大
第6回	2019.7.24	企業年金のガバナンス
第7回	2019.8.23	マッチング拠出、iDeCo等
第8回	2019.10.9	拠出時・給付時の仕組み
第9回	2019.11.8	制度の普及等に向けた改善
第10回	2019.12.25	議論の整理

(出所)厚生労働省資料より野村証券フィデューシャリー・サービス研究センター作成

<sup>1</sup> なお、「ヒアリング等における主な意見」では、主要な論点を次の5つのカテゴリーに分けて整理している。すなわち「拠

出時・給付時の仕組み」、「企業年金の普及・拡大」、「個人の自助努力を支援する環境の整備」、「企業年金のガバナンスと資産運用」、「その他」という5つのカテゴリーである。

このレポートは、年金基金運営および企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営および企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券および野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布しております。提供されたお客様限りでご使用ください。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願いいたします。

### 「議論の整理」の概要

図表2は「議論の整理」で示された主な論点と今後の方向性をまとめたものです。DB・DCの制度や運営面について、「手続面の改善」といった実務的なテーマから「拠出限度額」や「年金バイアウト」などの影響範囲が大きいテーマまで、広

汎に議論が行われたことがわかります。

以下では部会で議論されたテーマのうち、特に影響が大きい、あるいは興味深いと思われる事項について解説します。

図表 2 「議論の整理」で示された主な論点と検討の方向性

項目	対象	主な論点／検討の方向性	実施の見通し(注)
中小企業向け制度	DC	「簡易型DC」「中小事業主掛金納付制度(iDeCoプラス)」について、実施可能な従業員規模を現行の100人以下から300人以下に拡大	○
加入可能要件	DC	企業型：現行の65歳未満という要件を70歳未満に引上げ(DBと同じ)	○
		個人型：現行の60歳未満という要件を廃止し国民年金加入者は加入可能とする	○
		企業型DC加入者の個人型DC加入要件の緩和(規約の定めを不要とする等)	○
受給開始時期／支給開始時期	DC	DC(企業型・個人型)の受給開始年齢上限を75歳に引上げ(現行は70歳)	○
	DB	支給開始時期の設定可能範囲を70歳までに拡大(現行は60歳～65歳)	○
拠出限度額	DB/DC	DB/DCの拠出限度額の設定方法	継続検討
中途引出し	DB/DC	中途引出しの在り方	継続検討
	DC	個人型：外国籍人材が帰国する際は、要件を満たせば、脱退一時金受給を認める	○
ポータビリティ	DB/DC	「制度終了DB→個人型DC」、「企業型DC(加入者退職)→通算企業年金」を可能にする	○
手続面の改善	DC	企業型DCの規約変更に係わる手続	○
		事業主による企業型DCの業務報告に係わる手続	○
		事業主による従業員の資格確認手続	○
		国民年金第1号被保険者のiDeCo加入手続	○
		運営管理機関の登録手続	○
	DB	リスク対応掛金に係わる規約変更の手続	○
		リスク分担型企業年金の合併時・分割時等の手続	継続検討
DB	定年延長等に伴う給付設計の見直しにあたっての手続	継続検討	
	給付額の改定の手続	○	
ガバナンス	DB	DBに義務を課す事項について法令で規定	○
		加入者への情報開示について好取組事例の周知等により事業主の取組を促す	○
		スチュワードシップ・コードの受入れについて、企業年金の取組を促す	○
	DC	運営管理機関評価・運用商品モニタリング等につき実態を把握し改めて議論	継続検討
		年金委員会等の設置について好取組事例の周知等により事業主の取組を促す	○
DC	個人型DC(iDeCo)の継続投資教育を企業年金連合会に委託できることとする	○	
支払保証制度	DB	「導入する必要性、企業年金の性格、受給権との関連、モラルハザードの回避方策など」の検討課題を整理した上で、改めて議論する	継続検討
年金バイアウト	DB	我が国での導入の必要性・可能性等を受給権の保護、ガバナンスの確保等の幅広い観点から整理した上で、改めて議論する	継続検討
選択型DC	DC	労働条件の不利益変更であるとともに社会保険・雇用保険等の給付額にも影響する可能性が高く、事業主はこれらの点を含めて正確な説明をすべきであることを法令解釈通知に明記	○

(注)実施の見通しについて「○」としたものは、「議論の整理」で実施の方向性が示されたと判断される項目である。

(出所)厚生労働省資料より野村證券フィデューシャリー・サービス研究センター作成

このレポートは、年金基金運営および企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営および企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村證券および野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布しております。提供されたお客様限りでご使用ください。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村證券、野村資本市場研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願いいたします。

### 中小企業向け制度の対象範囲の拡大

中小企業向けの「簡易型DC」および「中小事業主掛金納付制度(iDeCoプラス)」の対象範囲が拡大される方向です<sup>2</sup>。具体的には、制度を実施可能な事業主の対象範囲を、現行の100人以下から300人以下に拡大するという方針が示されました。

中小企業における企業年金の実施率は、適格退職年金の廃止や厚生年金基金制度の見直しなどの影響により低下傾向にあります。今回の見直しにより実施率が向上することが期待されます。

### DCの加入可能要件の見直し

少子高齢化の進展に伴い、今後のわが国は「より多くの方が、これまでよりも長く多様な形で働く社会」「高齢期が長期化する社会」へ変化すると見込まれています。この変化に対応するために、DCについての加入可能要件が見直される方向です。

まず企業型については、現行の「65歳未満の厚生年金保険加入者」という加入可能要件を、

DBと同様に「70歳未満の厚生年金保険加入者」へ引上げるという方針が示されました(図表3)。

また、個人型DCについては、現行は60歳未満が加入可能要件ですが、「60歳を超えていても国民年金加入者であれば加入できる」という方向です。

### 受給開始時期／支給開始時期の引上げ

公的年金の受給開始時期の選択肢は、75歳まで延長される予定です。この改正に合わせてDCの受給開始時期、DBの支給開始時期が延長される方向です。

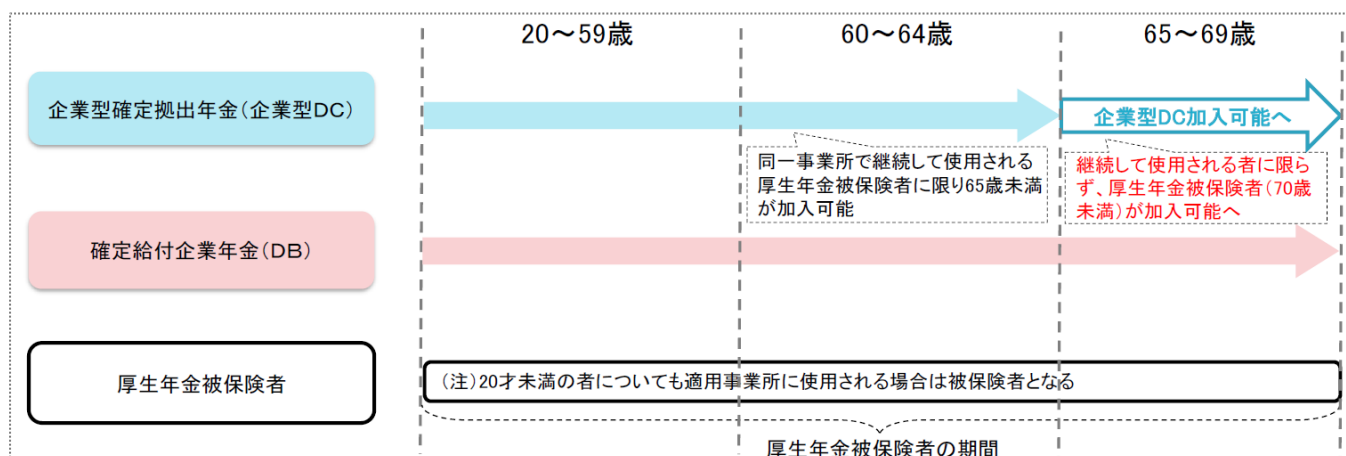
DCについては75歳まで引上げられ、DBについては「支給開始時期の設定可能な範囲」が現行の65歳から70歳に引上げられという方針が示されました。

### ガバナンスの強化

企業年金ガバナンスについては、特に企業型DCについて強化の方向性が示されました。

「議論の整理」では、まず「事業主には、加入者等が適切に資産運用を行うことができるよう、

図表3 企業型DCの加入可能要件の見直し



(出所) 第10回社会保障審議会企業年金・個人年金部会資料6(2019年12月25日)

<sup>2</sup> 国民年金基金連合会の資料によると、2019年11月時点  
iDeCoプラスの実施事業主数は1,049である。

このレポートは、年金基金運営および企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成されたものではありません。年金基金運営および企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村證券および野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布しております。提供されたお客様限りでご使用ください。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村證券、野村資本市場研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願いいたします。

加入者等を支援する重要な役割・責任がある」と、事業主の役割の重要性を強調しています。

そのうえで、2016年DC法改正で環境整備がなされた「継続投資教育、運営管理機関等の評価、運用商品のモニタリング、運用商品提供数、商品除外手続、指定運用方法の設定」などについて、「施行後の実態を把握した上で、改めて議論すべきである」と、引き続き議論する考えを示しました。

また、その時期についても「2016年改正の施行後の実態を把握し次第、直ちに議論すべきである」と早期での再開を示唆しており、強い問題意識が伺われる表現となっています。

### 年金バイアウト

今回の企業年金・個人年金部会においては「年金バイアウト」もテーマとなりました。これは、関係団体ヒアリングにおける複数の団体からの「年金支給義務を社外に移転される仕組みなどを検討すべき」という意見を反映したものです。

年金バイアウトとは、確定給付企業年金(DB)の母体企業が年金資産と負債を生命保険会社などに移転し、給付事務も移転先が引き継ぐ手法です。バイアウトに伴い母体企業はDBのリスクから解放され、また年金資産・負債とも財務諸

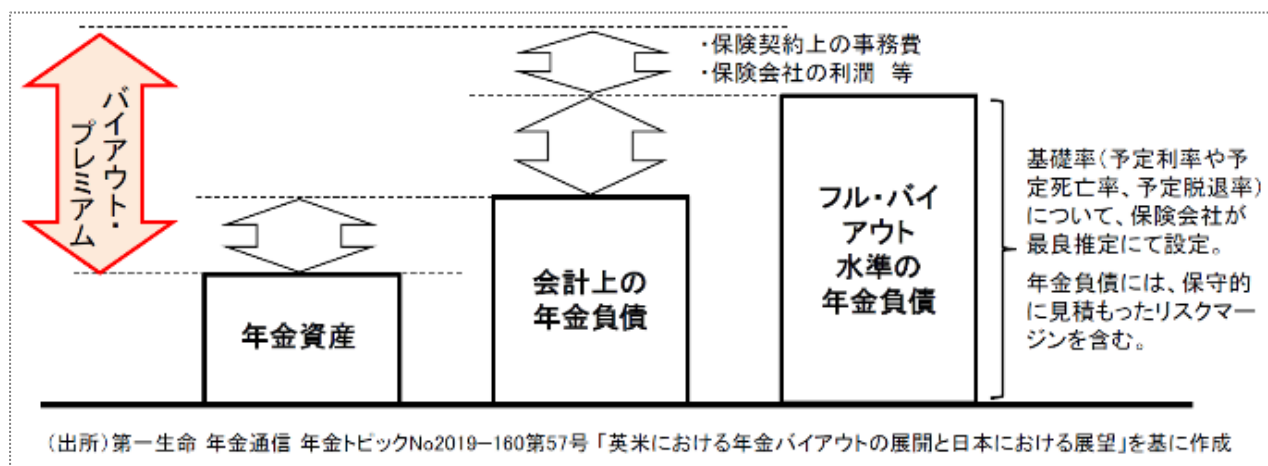
表への計上が不要になります(オフバランス)。一方で移転の際には年金資産にバイアウト・プレミアムを上乗せした額を保険料として支払う必要があります(図表4)。

英国や米国では、DB年金のリスクやコストの高まりにより「DBを閉鎖・凍結し、DCを採用する」という動きが盛んです。この際に、「閉鎖・凍結したDB年金をバイアウトにより財務諸表からオフバランスする」という取組も進んでいます。

わが国での年金バイアウトの可能性を考えると英米とは事情が異なる点があります。それは「DBのリスクを軽減する手法が、英米よりも多様に存在する」という点です。例えば過去分も含めてDBをDCに移行することやリスク分担型企業年金の採用、あるいはDBの給付減額といった手段があります。そのため、「英米ほど企業のニーズは強くないのでは？」という見方もあります。

一方で、「従前の給付を保証しながらリスクを削減できる」という年金バイアウトのメリットはわが国にも当てはまると考えられます。例えば、年金制度を解散した場合、現行では加入者・受給者は分配金を一時金で受取ることになります。しかし、年金バイアウトを利用すれば、従前の給付内容を維持できます。また、最近では「将来分をDC

図表4 バイアウト・プレミアムのイメージ



(出所)第5回社会保障審議会企業年金・個人年金部会資料6(2019年5月17日)

このレポートは、年金基金運営および企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営および企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村證券および野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布しております。提供されたお客様限りでご使用ください。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村證券、野村資本市場研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願いいたします。

に移行し、過去分を閉鎖年金とする」という事例が増えていますが、このようなケースで閉鎖年金に残ったリスクを減らすためには、年金バイアウトが有効だと言えます。

わが国で年金バイアウトを実現するためには、多くの課題があります。部会では、①保険会社に非課税で資産を移換できるような税制上の措置、②保険会社が支給する年金・一時金についてもDBと同様の給付という位置づけを制度として担保することが必要、③バイアウト・プレミアムの算出基準、④保険会社の選定基準・受託者責任、が課題として挙げられました。また、「引受け側の保険会社におけるリスク管理体制の整備」も大きな課題になると考えます。

部会の「議論の整理」では、年金バイアウトは継続検討課題とされました。今後の議論が注目されます。

### 「穴埋め型」に関する議論

第7回と第8回の部会では、掛金の拠出限度額に関して「穴埋め型」と呼ばれる仕組みについて議論が行われました(図表5)。

仕組みの骨格は、①全国民について、個人別に老後のため非課税貯蓄枠を設ける、②現役時代は一定の上限額まで非課税による積み立て

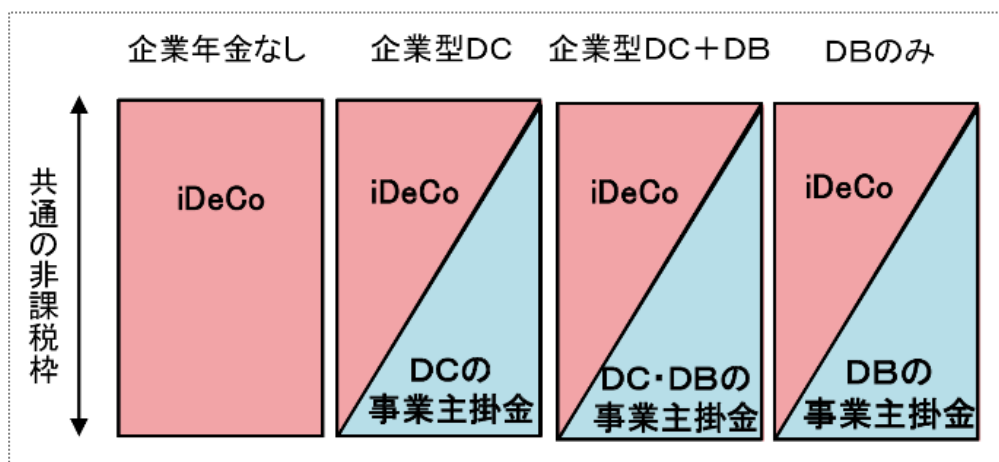
(掛金拠出)を認め、運用段階についても非課税、支給時に課税、③企業年金がある場合はDB(実際の拠出額ではなく、一定の前提を置いて数理的に計算)・DCへの企業の掛金額を上限額から控除し、残余がある場合は個人の所得から非課税拠出が可能、④使い残しの枠は翌年以降への繰り越しを認める、⑤退職一時金については、受給段階ではなく、拠出段階として控除を適用(=受け取った金額を退職所得勘定に非課税で拠出することを認める)、というものです。

この仕組みが取り上げられた背景には、現行制度では「働き方や勤め先の企業によって受けられる税制上の非課税枠が異なっている」という問題意識があります。また、英国やカナダのように「各種私的年金に共通の非課税拠出限度枠を設けて、働き方の違い等によって有利・不利が生じないように仕組み」を採用している例も参考にしています。

「穴埋め型」は、国民の公平性の観点では合理的だと考えます。しかし、現実を踏まえると課題も多くあります。特に、現状では拠出限度額が存在しないDB制度は、大きな影響を受けると考えられます。

部会の議論でも、賛同する意見があった一方で、「特にDBを実施している企業においては大き

図表 5 穴埋め型のイメージ



(出所)第7回社会保障審議会企業年金・個人年金部会資料2(2019年8月23日)

このレポートは、年金基金運営および企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営および企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村證券および野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布しております。提供されたお客様限りでご使用ください。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村證券、野村資本市場研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願いいたします。

な制約になる」、「具体的な制度設計によっては老後所得確保の流れに逆行する」などの意見が出され、最終的には「引き続き丁寧に検討をしていく」こととされました。

人生100年時代と言われる中、今後は「公的年金と私的所得保障(DB・DCなど)を組み合わせる国民の老後所得確保を図ることが必要になる」ことは間違いありません。その場合に「国民の公平性をどのように確保するか」という観点や「老後資金確保という制度目的を実現するためには、DB・DCをどのように変えていくのが適切か」などの観点で、さらなる議論が行われることを期待したいと思います。

— 次号のお知らせ —

次号は

**3月2日(月)**

発行予定です。

#### 野村証券からのお知らせ

当社で取り扱う商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等(国内株式取引の場合は約定代金に対して最大1.43%(税込み)(20万円以下の場合は、2,860円(税込み))の売買手数料、投資信託の場合は銘柄ごとに設定された購入時手数料(換金時手数料)および運用管理費用(信託報酬)等の諸経費、等)をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格の変動等による損失が生じるおそれがあります。商品ごとに手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をよくお読みください。

#### 野村証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号  
加入協会／日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

弊誌の記事はバックナンバーも含めて野村年金マネジメント研究会のホームページでご覧頂けます。当ホームページは、年金スポンサー限定のサービスとなっております。ご利用を希望される方は、次のURLにてご登録をお願い致します。

<http://nenkin.nomura.co.jp>

編集：野村証券フィデューシャリー・サービス研究センター、野村資本市場研究所

発行：野村証券フィデューシャリー・サービス研究センター(野村年金マネジメント研究会事務局)

〒100-8130 東京都千代田区大手町2-2-2

アーバンネット大手町ビル

TEL: 03 (6703) 3991 FAX: 03 (6703) 3981

Email: [nenkin@jp.nomura.com](mailto:nenkin@jp.nomura.com)

このレポートは、年金基金運営および企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営および企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券および野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布しております。提供されたお客様限りでご使用ください。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所に帰属しており、電子的または機械的方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願いいたします。